

令3 福情答申第3号

令和3年4月19日

福岡市教育委員会

教育長 星 子 明 夫 様

(教育委員会教育支援部教育支援課)

福岡市情報公開審査会

会 長 作 間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第1項の規定に基づき、令和2年6月22日付け教教支第153号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「教育長が「国会議員との懇談会」に出席するために、公費が当てられる根拠となる文書」の公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「教育長が「国会議員との懇談会」に出席するために、公費が当てられる根拠となる文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和2年5月7日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和2年4月22日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和2年5月7日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年5月25日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

本件公開請求により公開を求める公文書は、教育長が「国会議員との懇談会」に出席することが公務に当たると言及している公文書であり、実施機関が本件対象文書として特定した公文書は、請求内容と異なる公文書である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 理由

本市職員の公務出張に係る旅費は、すべて、福岡市職員等旅費支給条例（以下「本件旅費支給条例」という。）に基づき支給されている。

本件の「国会議員との懇談会」は、本市施策推進のため、国の補助金を必要とする施策等に関し、市から、必要性・重要性等を福岡県選出国會議員に説明・要望を行う機会となるものである。地方自治法第180条の6及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、地方公共団体の予算の調製権は市長にあるが、教育長は、教育委員会の施策に関する対応のため、市長に同行、出張し、懇談会に出席したものである。

実施機関は、本件旅費支給条例に基づき公費を支出したものであること、本件対象文書は本件旅費支給条例であることをそれぞれ認め、また本件対象文書の特定については審査請求人に電話連絡を行い、本件決定を行っている。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件の争点について

実施機関は、本件対象文書として本件旅費支給条例を特定し、これを被覆することなくすべて公開している。

これに対し審査請求人は、本件旅費支給条例は、請求内容と異なる公文書である旨主張する。

そこで、当審査会としては、実施機関による本件対象文書の特定の妥当性について、以下検討する。

2 対象文書の特定に関する条例の定め

条例においては、公開請求に当たり、公開請求をする者は、公開請求書を実施

機関に提出しなければならず、公開請求書には「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載する旨定められている（条例第6条第1項第2号）。公文書を特定するために必要な事項の記載は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度になされている必要がある。

また、条例によれば、実施機関は、「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」は、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるが、この場合においては、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない旨定められている（同条第2項）。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件公開請求書には、公開を請求する公文書の名称又は内容の欄に「教育長が「国会議員との懇談会」に出席するために、公費が当てられる根拠となる文書」との記載があり、平成26年度に教育長が国会議員との懇談を用務として出張を行った際の旅行命令書の写しと思われる文書が添付されていることが認められる（以下当該出張を「本件出張」という。）。

これらの記載及び添付資料の内容から本件対象文書を一義的に特定することは必ずしも容易ではないが、これらを合理的に解釈すれば、本件対象文書となり得る公文書としては、以下のアからウまでに掲げるものが存在する可能性があるため、当審査会としては、まずこれらの公文書の存否について検討した上で、実施機関による本件対象文書の特定の妥当性を判断することとする。

ア 本件出張に係る旅費支給の直接の根拠となった例規等（以下「本件旅費支給の根拠規程」という。）

イ 職員の旅費の支給基準に係る手引等であって、国会議員との懇談会の公務性や旅費支給の可否について言及しているもの（以下「旅費支給の手引等」という。）

ウ 本件出張に係る旅行命令書及び復命書並びにこれらの添付書類であって、本件出張の公務性を判断できる内容が記録されているもの（以下「本件出張関連書類」という。）

(2) 本件旅費支給の根拠規程の存否について

実施機関に確認したところ、本市職員の公務出張については、すべて、本件旅費支給条例に基づいて実施しており、本件出張も本件旅費支給条例に基づいて実施したとのことであり、当該主張に不合理な点はない。

よって、本件旅費支給の根拠規程として、本件旅費支給条例が存在すると認められる。

(3) 旅費支給の手引等の存否について

実施機関に確認したところ、旅費支給の手引等に相当する公文書は存在せず、出張の決定及び旅費の支給については、各所管課が出張の内容から公務性を判断して旅費支給を行っているとのことであり、当該主張に不合理な点はない。

よって、旅費支給の手引等は、存在しないものと認められる。

(4) 本件出張関連書類の存否について

実施機関に確認したところ、一般に旅行命令書や復命書など本件出張関連書類に相当する公文書の保存期間は3年間となっており、本件出張関連書類についても、本件公開請求の時点で既に廃棄済みとのことであり、当該主張に不合理な点はない。

よって、本件出張関連書類は、存在しないものと認められる。

(5) 結論

以上のことから、実施機関が本件対象文書として現に保有する本件旅費支給条例を特定してなされた本件決定は、妥当である。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年6月26日	諮問（令和2年6月22日付け教教支第153号）
令和2年9月25日	実施機関の弁明意見書を収受
令和2年10月27日	審査請求人の反論意見書を収受
令和2年11月16日（第1部会）	審議

令和2年12月25日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議
令和3年1月26日（第1部会）	審議
令和3年2月26日（第1部会）	審議
令和3年3月29日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭